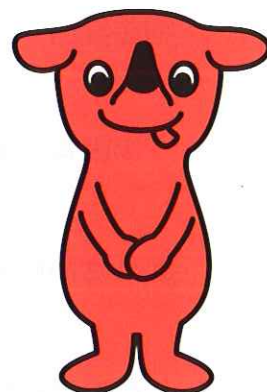


個別的労使紛争のあっせん

ご存じですか？ 労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

個別的労使紛争とは・・・

個々の労働者と使用者との間で生じた労働条件、その他労働関係に関する紛争で、具体的には、労働時間、配転・出向、解雇、労働条件の不利益変更などをめぐる紛争をいいます。



あっせんとは・・・・・・・・

【申請】

県内の事業所に雇用されている（または雇用されていた）個々の労働者、使用者、どちらからでも申請できます。（他県にお住まいの方でも、千葉県内の事業所に勤務していれば申請できます。）

【あっせん員】

労働委員会の15名の委員の中から3名の委員（公益委員、労働者委員、使用者委員各1名）があっせん員に指名され、調整を行います。

【あっせんの進め方】

あっせんは、日時を決めて、労働委員会において、労使双方が出席して行われます。あっせん員が、双方の主張をお聞きして、歩み寄りを図り、紛争が解決されるよう努めます。

詳しくは、千葉県労働委員会ホームページを参考にしてください。

アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/index.html>

千葉県労働委員会

検索

あっせんを希望する方は、下記にお問い合わせください。

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁南庁舎7F）

※平成24年3月5日に移転し、業務を開始しました。

労働委員会審査調整課

043-223-3735

労働相談

千葉県労働相談センターでは、労働問題全般について労働相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。また、解雇の理由や不払い賃金の請求方法など民事関係の問題は、「弁護士による特別労働相談」を、労働者の心の健康に関する相談は、「働く人のメンタルヘルス特別労働相談」を、それぞれ実施していますのでご利用ください。ご利用に当たっては、千葉県労働相談センターに予約してください。

詳しくは、千葉県商工労働部雇用労働課ホームページを参考にしてください。

アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/index.html>

千葉県労働相談センター

検索

労働相談を希望する方は、下記にお問い合わせください。

〒260-8667

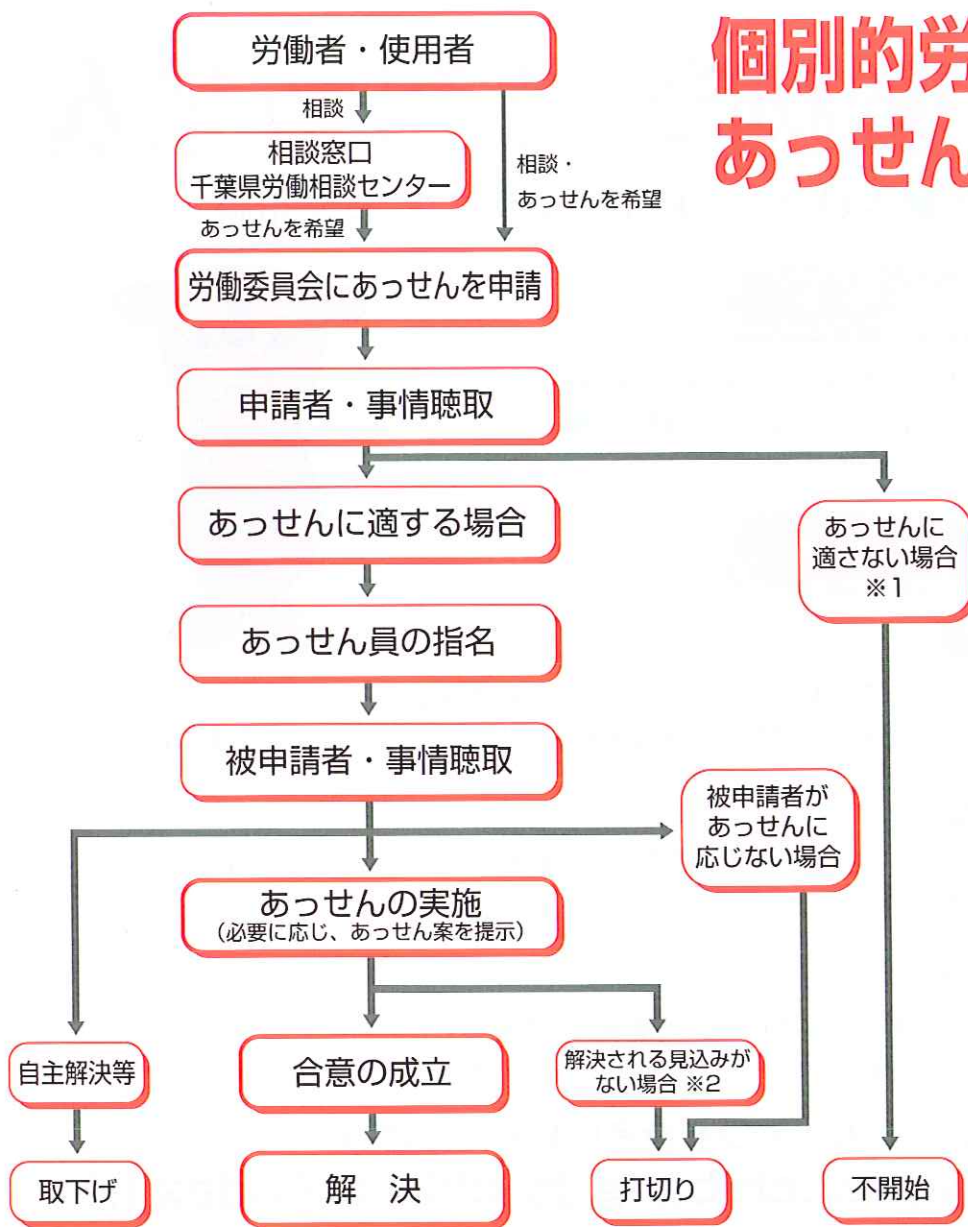
千葉市中央区市場町1-1（千葉県庁本庁舎2F）

千葉県労働相談センター

043-223-2744

全ての相談及びあっせんは、無料で秘密は厳守します。

個別的労使紛争の あっせんフローチャート



※1 あっせんに適さない場合とは

1. 裁判で係争中の紛争又は裁判所における民事調停の手続きが進行中の紛争
2. 裁判所で判決が確定し又は民事調停若しくは和解が成立した紛争
3. 裁判所で労働審判手続が進行中の紛争又は労働審判手続において調停が成立し若しくは労働審判が確定した紛争
4. 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令違反に係る紛争
5. 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）等に基づき他の機関において、指導、あっせん等を実施中若しくは解決した紛争

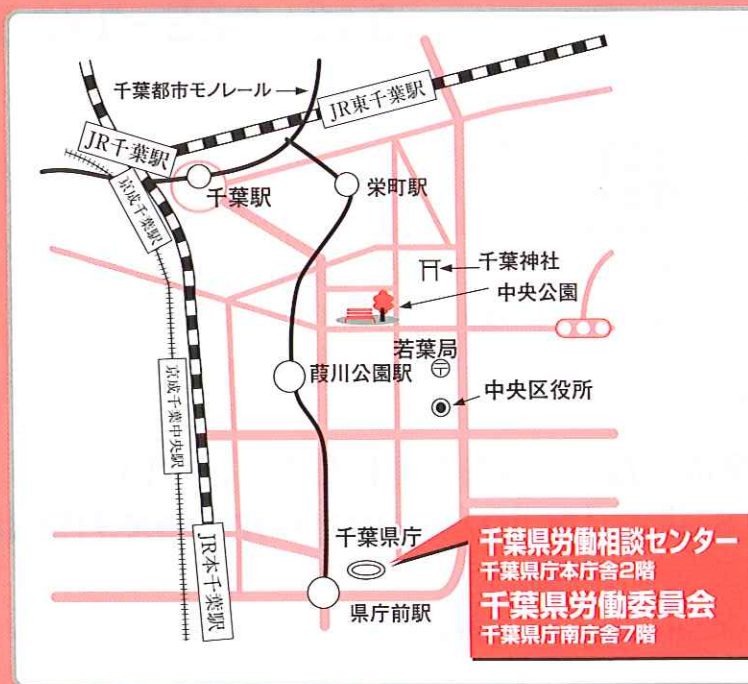
※2 解決される見込みがない場合とは

1. 関係当事者間の主張の隔たりが大きく、妥協点を見出すことが困難な場合

案内図

千葉県労働相談センター

千葉県労働委員会



最近のあっせん事例

概要

労働者は、ある日、ガソリン車に誤って軽油を給油するという業務上のミスをしたため、翌日以降、自宅待機を命じられ、その後、解雇を通告された。

そこで、労働者は解雇事由に納得できないとして、解雇通告後の賃金相当額等の支払いを求めて、あっせん申請した。

これに対し、使用者側は、給油ミスなどの就業規則違反があったため、雇用期間満了後、雇止めしたものであり解雇ではない、と主張した。

結果

労働者に給油ミスなどの非はあったものの、使用者側にも懲戒手続きの不備等、労務管理に不十分な対応があったため、解決金を支払うことで解決した。

交通案内

千葉県労働相談センター・千葉県労働委員会
 JR内房線・外房線 本千葉駅下車 徒歩5分
 京成電鉄 千葉中央駅下車 徒歩8分
 千葉都市モノレール 県庁前駅下車 徒歩1分
 バス停 「県庁前」下車 徒歩1分

千葉県労働委員会(電話 043-223-3735)

千葉県労働相談センター(電話 043-223-2744)